

新	旧
<p>(中略)</p> <p>(2) 飲用井戸等の設置者に対する指導          県及び町村は、飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置等」という。）に対し、次に掲げる基準に従い指導等を行うものとする。</p> <p>① 一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等          a) 管理          ア・設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないよう適切な措置を講ずること。          イ・設置者等は、井戸の構造（井筒・ポンプ・井戸のふた等）並びに井戸周辺の清潔保持を図るため適宜点検を行うとともに、汚染源に対する防護措置を講ずること。</p> <p>b) 水質検査          ア・一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、設置者等は、給水前に水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定めるすべての項目のうち、消毒副生成物を除いた項目の検査を行い、同省令に定める基準に適合することを確認すること。ただし、次の12項目（以下「定期検査項目」という。）以外は、地域的な状況から問題ないと判断される場合は省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン</li> <li>・有機物（全有機炭素（TOC）の量）</li> <li>・一般細菌・大腸菌</li> <li>・pH値・臭気・味・色度・濁度・トリクロロエチレン</li> <li>・テトラクロロエチレン</li> </ul> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(2) 飲用井戸等の設置者に対する指導          県及び町村は、飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置等」という。）に対し、次に掲げる基準に従い指導等を行うものとする。</p> <p>① 一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等          a) 管理          ア・設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないよう適切な措置を講ずること。          イ・設置者等は、井戸の構造（井筒・ポンプ・井戸のふた等）並びに井戸周辺の清潔保持を図るため適宜点検を行うとともに、汚染源に対する防護措置を講ずること。</p> <p>b) 水質検査          ア・一般飲用井戸等及び業務用飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、設置者等は、給水前に水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める50項目のうち、消毒副生成物を除いた項目の検査を行い、同省令に定める基準に適合することを確認すること。ただし、次の12項目（以下「定期検査項目」という。）以外は、地域的な状況から問題ないと判断される場合は省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン</li> <li>・有機物（全有機炭素（TOC）の量）</li> <li>・一般細菌・大腸菌</li> <li>・pH値・臭気・味・色度・濁度・トリクロロエチレン</li> <li>・テトラクロロエチレン</li> </ul> <p>(中略)</p>